

平田村告示第24号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年6月19日

平田村監査委員 國 井 金 伍



平田村監査委員 根 本 定 雄



## 令和8年度定期監査の結果に関する報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務事務監査）を実施した。

### 2 監査の目的

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

### 3 監査の期間

令和8年6月17日から令和8年6月18日まで

### 4 監査の対象

総務課、企画商工課（道の駅整備推進室）、税務課、住民課、健康福祉課、産業建設課、教育課

### 5 監査の範囲

令和7年度における財務に関する事務のうち令和8年5月31日までに執行したもので、次の事項について実施した。

○定期監査（・収入事務 ・支出事務 ・契約事務 ・財産管理事務 ・その他）

### 6 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係資料及び諸帳簿を調査し、あわせて、関係課長等から説明を受け、質疑応答方式により実施した。

### 7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき指導事項は、文書及び口頭により指導した。